

第3章 発達障害学生支援の課題

信州大学 教育学部教育科学講座 教授

高橋 知音

1. 診断カテゴリー別構成比

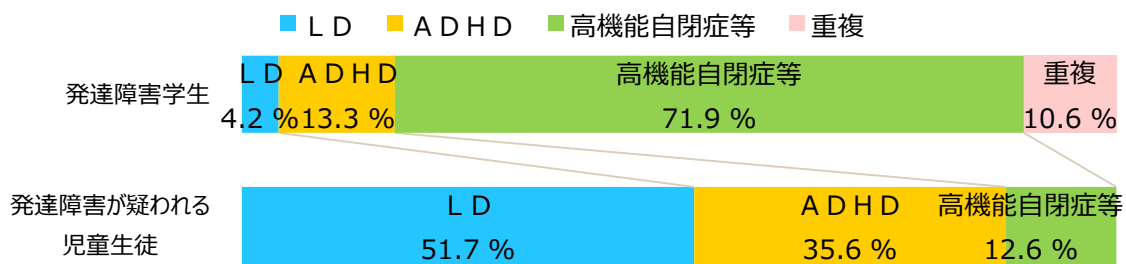
(1) 平成26年度調査結果における発達障害学生の診断カテゴリー別構成比

発達障害者支援法で定義づけられた3種類の診断カテゴリー別の人数を示した。診断書有の学生で見ると、高機能自閉症等の割合が最も多く、およそ7割を占めていることがわかる。この傾向は、学校種別を問わず一貫しているが、高機能自閉症等の割合は、大学において特に高くなっている。小・中学生では、文部科学省の調査(「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」)によると、発達障害が疑われるような行動特徴を示す児童生徒のうち、最も人数が多いカテゴリーは学習の問題である。これは、医師による診断の有無を問わない、教師の行動観察による調査ではあるが、大学生と小・中学生では比率の違いがはっきりしている。また、米国でも障害学生の中で人数が多い診断カテゴリーはLDとADHDである(Raue & Lewis, 2011)。

表12 発達障害学生数及び支援発達障害学生数(学校種別)

(平成26年度調査結果報告書-表47)

区分		大学		短期大学		高等専門学校		計			
		障害学生	支援障害学生	障害学生	支援障害学生	障害学生	支援障害学生	障害学生	構成比	支援障害学生	構成比
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	(人)	(%)
発達障害 (診断書有) 再掲	LD	96 (120)	62 (70)	9 (8)	5 (5)	9 (11)	5 (6)	114 (139)	4.2 (5.8)	72 (81)	3.9 (5.1)
	ADHD	278 (236)	179 (144)	14 (12)	6 (5)	71 (50)	33 (25)	363 (298)	13.3 (12.5)	218 (174)	11.7 (10.9)
	高機能 自閉症等	1,674 (1,541)	1,219 (1,096)	61 (40)	38 (21)	221 (192)	105 (92)	1,956 (1,773)	71.9 (74.1)	1,362 (1,209)	73.4 (75.7)
	重複	234 (145)	167 (109)	13 (4)	8 (4)	42 (34)	29 (20)	289 (183)	10.6 (7.6)	204 (133)	11.0 (8.3)
	小計	2,282 (2,042)	1,627 (1,419)	97 (64)	57 (35)	343 (287)	172 (143)	2,722 (2,393)	100.0 (100.0)	1,856 (1,597)	100.0 (100.0)
	発達障害 (診断書無 ・配慮有)	LD	-	113 (147)	-	29 (34)	-	6 (22)	-	-	148 (203)
ADHD		-	359 (301)	-	17 (29)	-	28 (33)	-	-	404 (363)	11.3 (11.4)
高機能 自閉症等		-	1,759 (1,657)	-	35 (44)	-	99 (90)	-	-	1,893 (1,791)	53.0 (56.0)
区分不明		-	943 (701)	-	115 (95)	-	66 (45)	-	-	1,124 (841)	31.5 (26.3)
小計		-	3,174 (2,806)	-	196 (202)	-	199 (190)	-	-	3,569 (3,198)	100.0 (100.0)
計	2,282 (2,042)	4,801 (4,225)	97 (64)	253 (237)	343 (287)	371 (333)	2,722 (2,393)	100.0 (100.0)	5,425 (4,795)	100.0 (100.0)	



※発達障害が疑われる児童生徒のデータは、文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」（平成24年）による。

図29 発達障害学生と発達障害児童生徒の構成比

2. 発達障害学生が在籍する学校の割合と在籍学校数

(1) 学校種別発達障害学生在籍率

高等教育機関の種別に発達障害学生が在籍する学校の割合を比較した。診断書がある学生が在籍するか、診断書がなくても配慮対象となっている学生が在籍するかを見ると、高等専門学校で割合が高くなっている（9割弱、8割弱）。大学では半数強が発達障害学生の在籍を把握しているが、短期大学では2割台と低い。

- 発達障害(診断書有)学生又は発達障害(診断書無・配慮有)学生が1人以上在籍する学校
- 支援発達障害(診断書有)学生又は発達障害(診断書無・配慮有)学生が1人以上在籍する学校

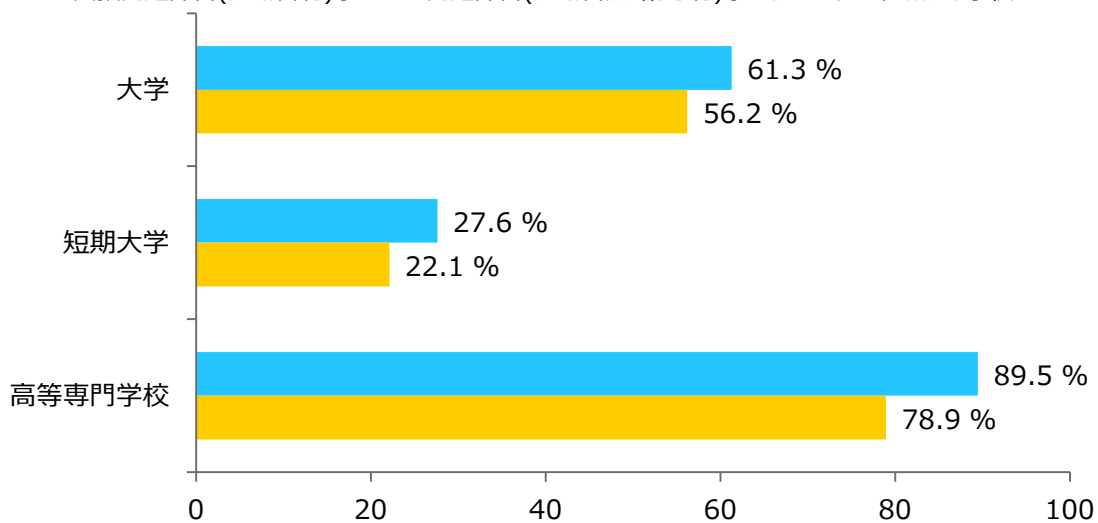


図30 発達障害学生在籍校の比率

(2) 規模別在籍率

すべての高等教育機関を規模別に6個のカテゴリーに分け、在籍率を比較した。500人から1,999人の範囲で在籍率がやや高めになっているが、在籍率の高い高等専門学校がすべてこのカテゴリーに含まれることも関係している。グラフには示されていないが、大学のみのデータを取り出して診断書のある学生の在籍率を見ると、2,000人以上の大学ではすべて0.1%に満たないのに対し、2,000人未満の大学ではすべて0.1%を超え

ている。学生数の少ない大学では、教職員が学生の様子を把握しやすいことから、在籍率が高めになっている可能性が考えられる。

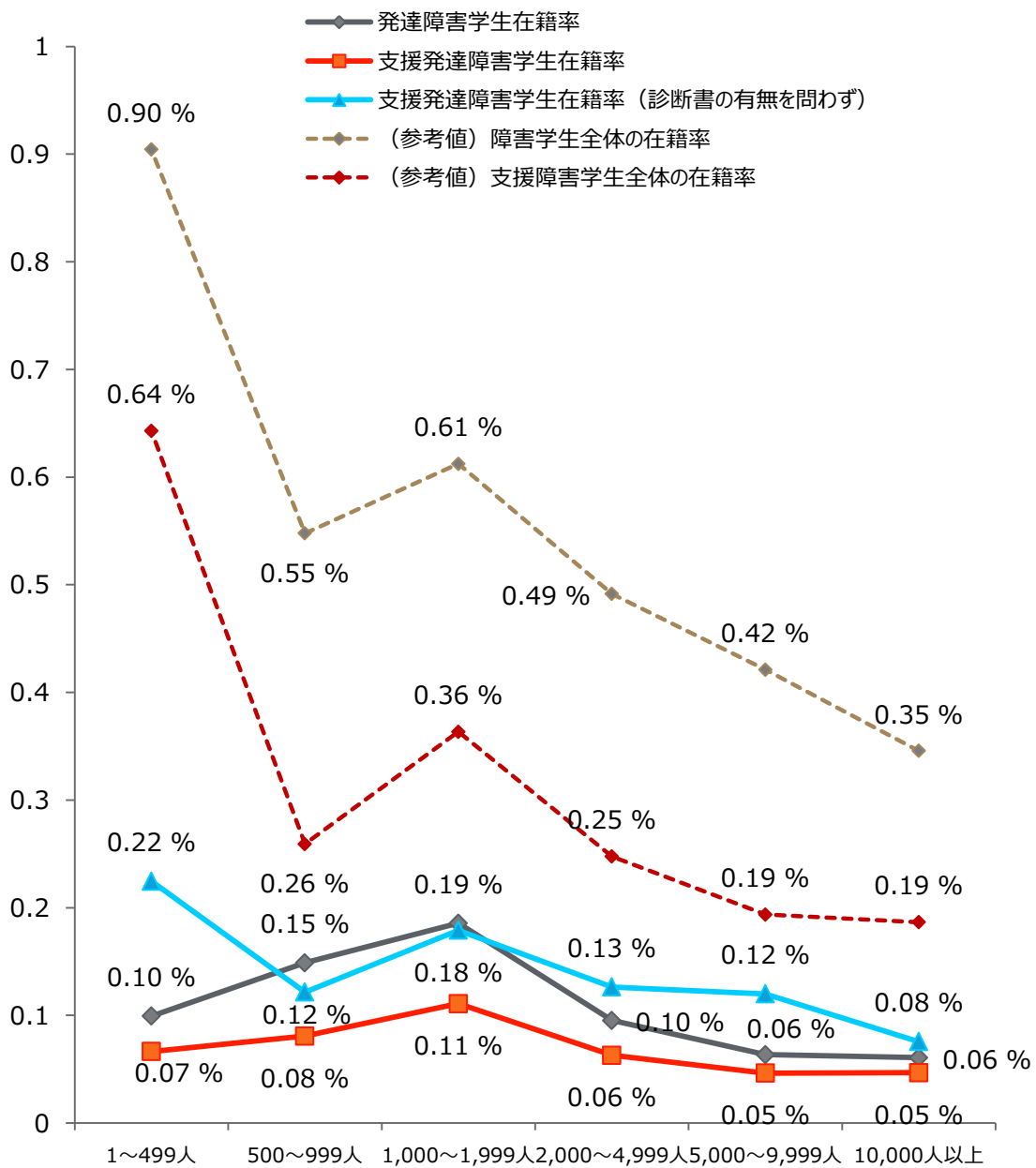


図31 発達障害学生在籍率〔学校規模別〕（平成26年度調査）

(3) 学科専攻別発達障害学生在籍率の比較

学科専攻別に発達障害学生の在籍率を平成25年度、平成26年度についてまとめた。平成27年3月に発行された「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告(対象年度:平成17年度(2005年度)～平成25年度(2013年度)):p.64」で報告された在籍率は、診断のない学生のデータが含まれていたため、ここで示す平成25年度のデータと異なっている。

大学では芸術系(0.17%)と理学系(0.15%)、人文科学系(0.15%)の学部で比率が高めになっており、この傾向は25年度、26年度とも同様である。母数が小さい商船を除くと、低めなのは保健系(0.02~0.03%)、教育系(0.03%)、家政系(0.04%)である。短期大学や高等専門学校は全体的に母数が小さいことから、解釈には注意が必要であるが、短期大学で芸術系(0.30%)の比率が高めであること、保健系(0.04%)、教育系(0.02%)で低めになっていることなどは、大学と一貫している(教養系は発達障害学生数が1名と特に数が小さいため、ここでは解釈しない)。高等専門学校は、意味のある解釈が可能なのは工業系のみであるが、大学で在籍率が高めな理学系と比較しても在籍率が高く(0.64%)、25年度から26年度にかけて増加していることがわかる。高校のような担任制があることから、教員が学生の様子を把握しやすいことも関係していると思われる。

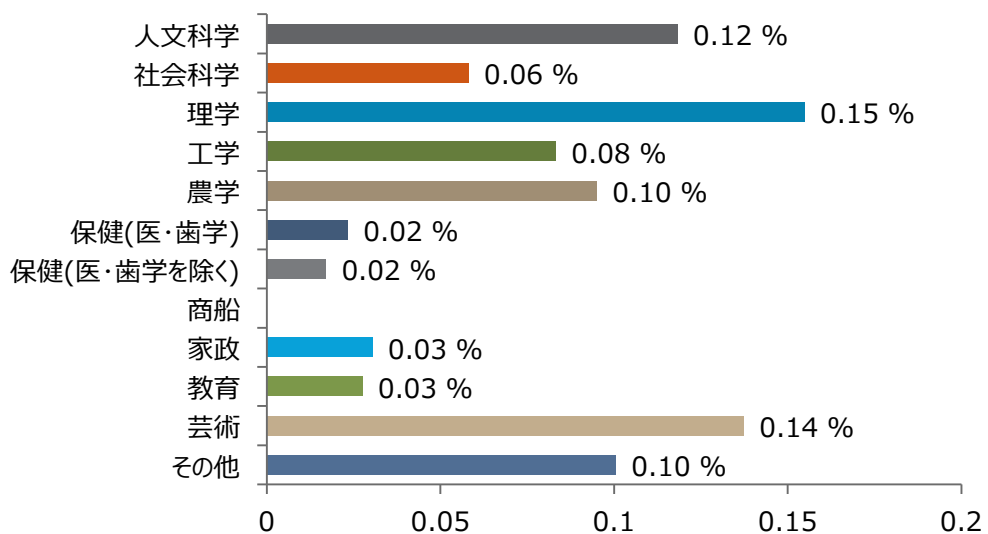


図32 発達障害学生在籍率(学科(専攻)別)(大学)平成25年度

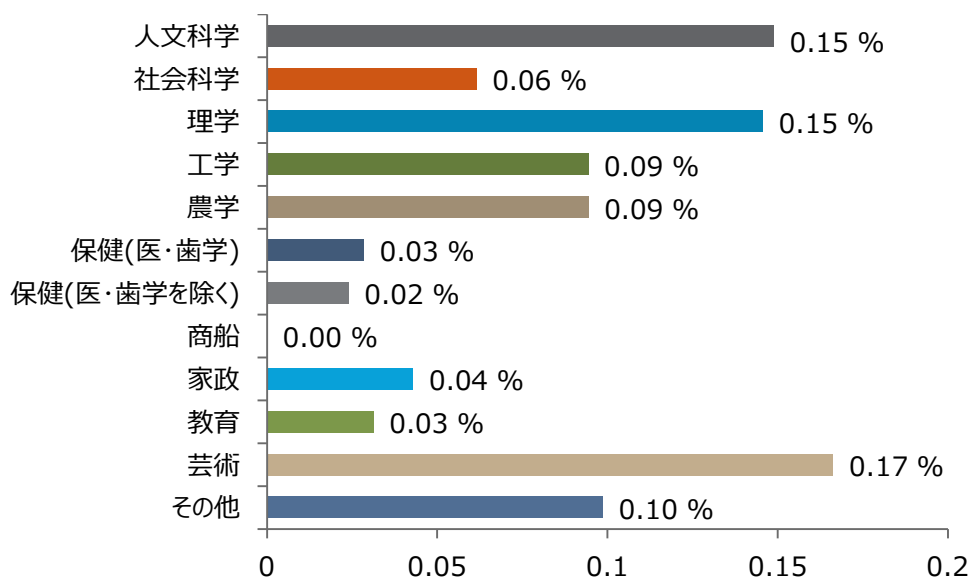


図33 発達障害学生在籍率(学科(専攻)別)(大学)平成26年度

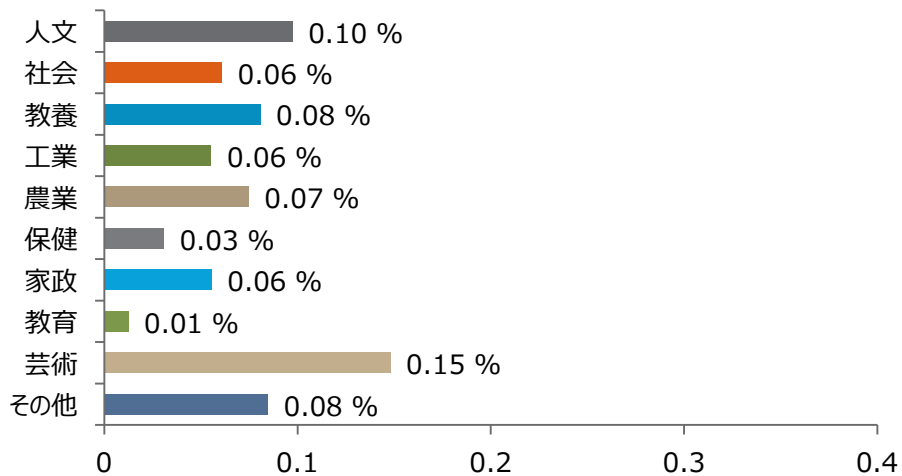


図34 発達障害学生在籍率（学科(専攻)別）（短期大学）平成25年度

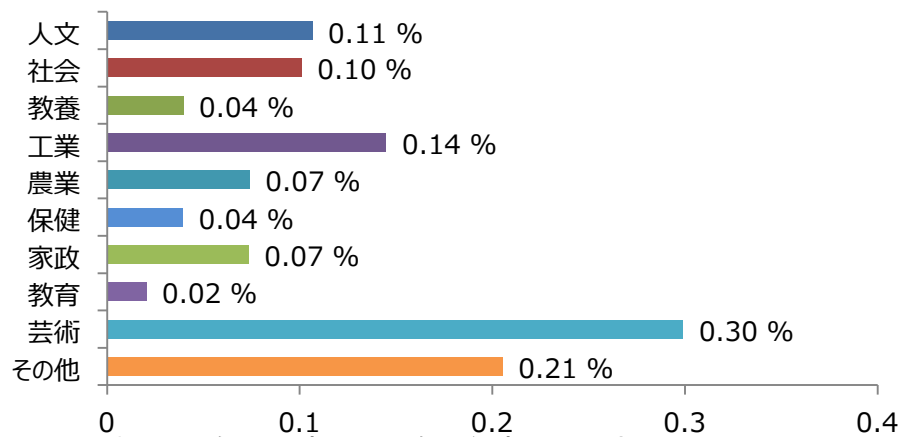


図35 発達障害学生在籍率（学科(専攻)別）（短期大学）平成26年度

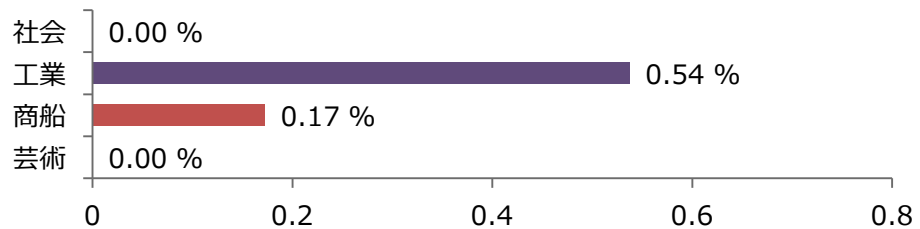


図36 発達障害学生在籍率（学科(専攻)別）（高等専門学校）平成25年度

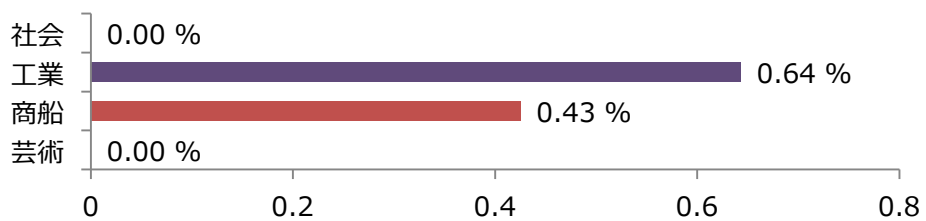


図37 発達障害学生在籍率（学科(専攻)別）（高等専門学校）平成26年度

(注) 学科（専攻）別障害学生在籍率の算出には学科（専攻）別の全学生数は「学校基本調査」のデータを使用した。

(4) 大学院における在籍数

大学院の分野別に発達障害学生の在籍数をまとめた。このデータは在籍率でなく在籍数であることから、理学系、工学系が多いのは、大学院生の数の多さにも関係しているだろう。

表 13 発達障害学生数及び支援発達障害学生数（学科(専攻)別）（大学院）

区分	発達障害（診断書有） 再掲										発達障害（診断書無・配慮有）学生数					構成比 (%)		
	障害学生数					支援障害学生数												
	L D	A D H D	自 閉 症 等	高 機 能	重 複	小 計 ①	L D	A D H D	自 閉 症 等	高 機 能	重 複	小 計 ②	L D	A D H D	自 閉 症 等		高 機 能	区 分 不 明
大学院（通学課程）	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
人文科学	1	2	11	2	16	1	1	9	2	13	1	5	7	6	19	9.4		
社会科学	0	0	8	1	9	0	0	7	0	7	0	1	7	7	15	7.4		
理学	1	1	15	1	18	0	1	14	1	16	1	3	35	5	44	21.8		
工学	1	3	40	1	45	1	3	35	1	40	0	9	64	15	88	43.6		
農学	0	0	6	0	6	0	0	6	0	6	0	0	8	7	15	7.4		
保健(医・歯学)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3	1.5		
保健(医・歯学を除く)	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0.5		
商船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0		
家政	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.5		
教育	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	4	1	6	3.0		
芸術	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	2	5	2.5		
その他	1	1	8	0	10	0	0	8	0	8	0	0	5	0	5	2.5		
計	4	9	89	5	107	2	6	80	4	92	4	19	134	45	202	100.0		

(5) 在籍学校数の経年推移

発達障害学生が一人でも在籍すると報告した学校の数を示した。発達障害のある学生が実際に在籍しているかいないかという情報と同時に、診断のある学生がその情報を大学に開示している程度、学校が学生の支援ニーズをどの程度把握しているかの程度を表していると解釈することもできる。学校として学生に障害があることを認識した上で支援を行なっているとの報告が増えているのは、発達障害に関する理解が近年急速に広がってきていることと関係していると言えるだろう。

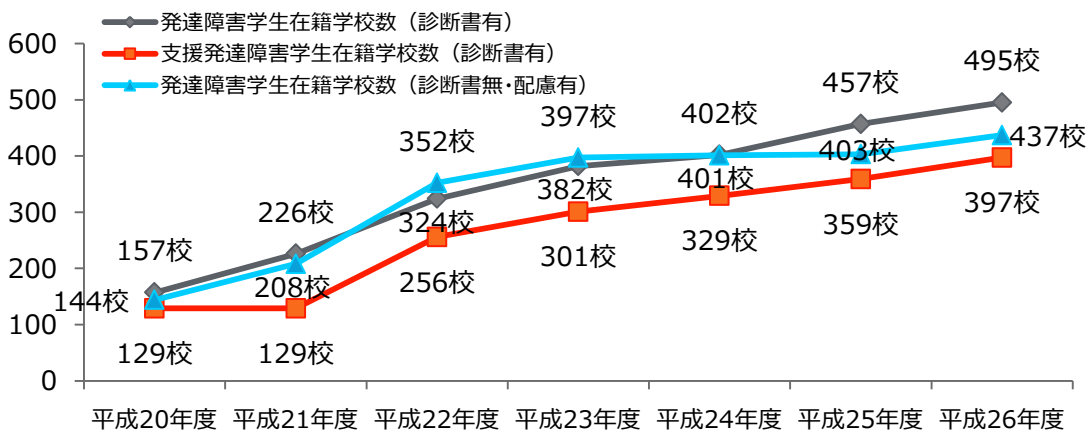


図38 発達障害学生在籍学校数の推移

3. 発達障害学生への支援内容

(1) 学校種別支援実施率

発達障害学生への支援内容を授業内外に分け、支援実施率を学校種別に比較した。多くの学校で実施されているのが、保護者との連携、学習指導、カウンセリングとなっている。これらは大学、高専で6割台後半から8割台であるのに対し、短大でのカウンセリングのみ、4割台となっている。短大は学生数が少ないことも有り、専任のカウンセラーの配置が難しい事とも関係しているだろう。社会的スキル指導も5割台と多くなっている。高機能自閉症等の割合が多いことから、学生が困難を感じる領域に直接的な支援が行われていることがうかがえる。

一方、授業内での支援は、多くても3割台と、授業外での支援に比べ低い水準にある。学生の支援ニーズが授業外にあるということも考えられるが、授業外での学習支援の実施割合は低くない。このことから、授業担当者が合理的配慮を行うという教育型、権利保障型のモデルよりは、専門家が授業外で支援するクリニック型のモデルでの支援が主流になっていることを示している。しかし、平成25年度の調査結果と比較すると、授業内支援の実施割合は大幅に増加し、倍増となっているものも多い。障害学生支援の考え方が高等教育関係者の間で拡大しつつあることがうかがえる。

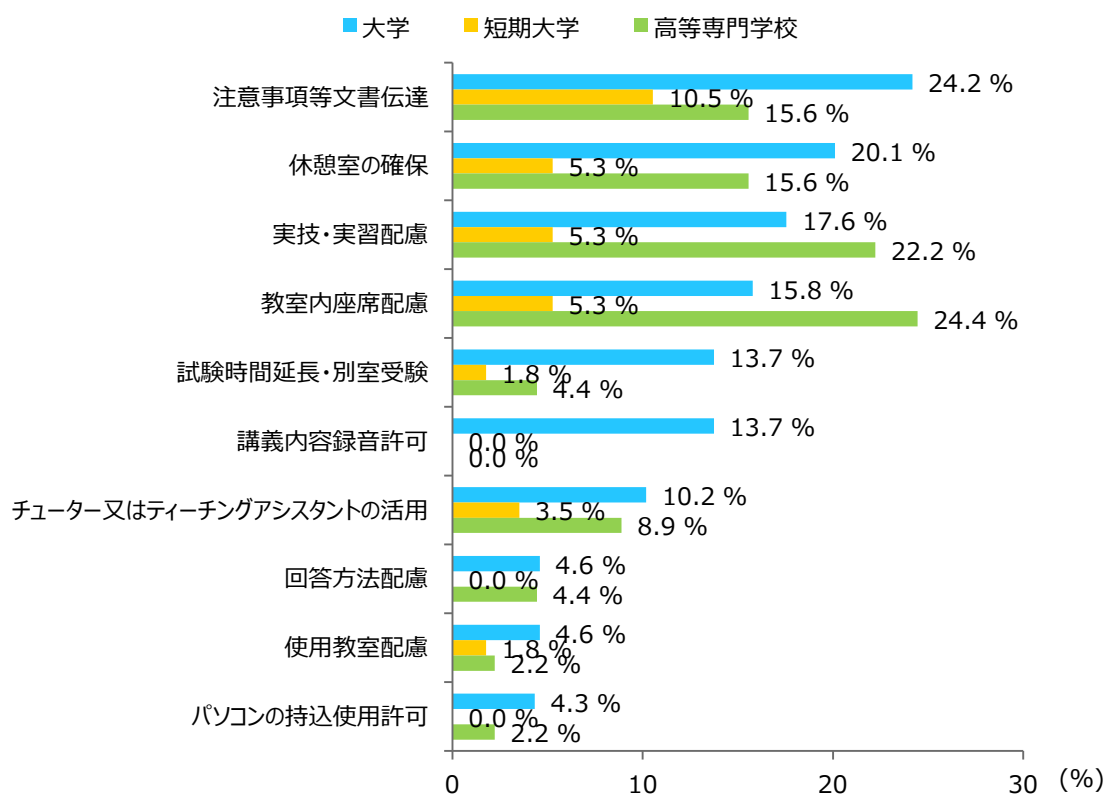


図39 発達障害学生への授業支援実施率

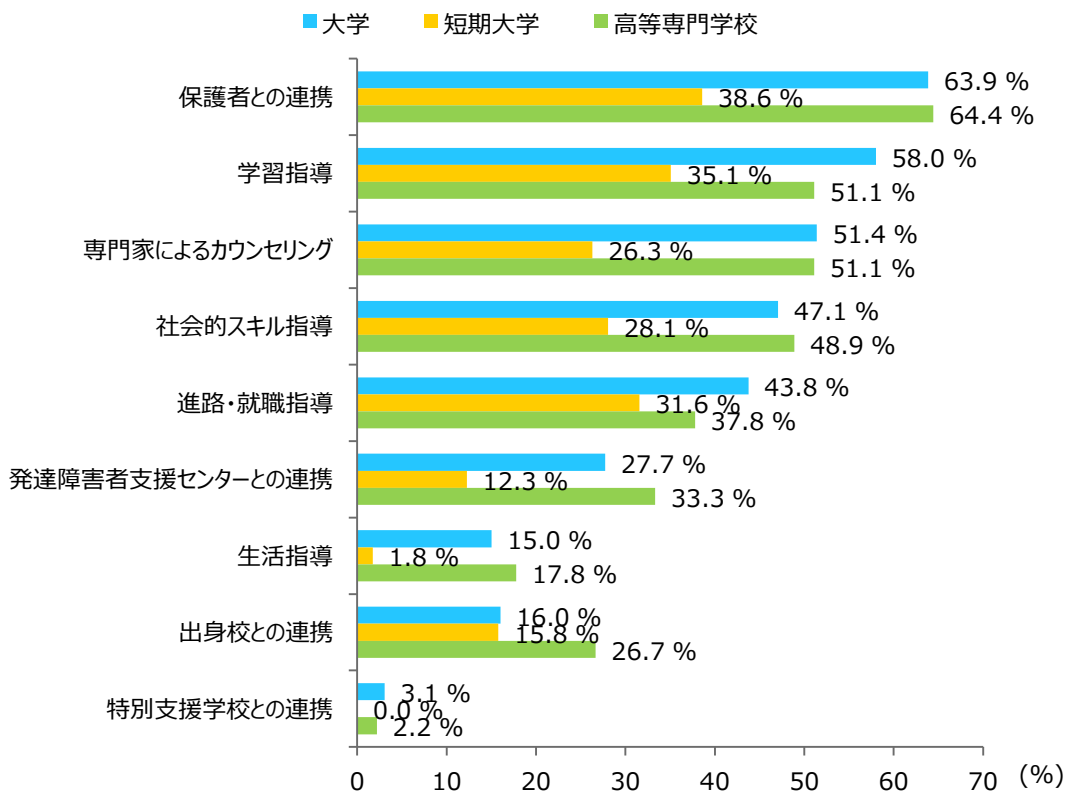


図40 発達障害学生への授業以外の支援実施率

(2) 規模別支援実施率

学校規模別に、授業内外の支援実施割合をまとめた。授業内の支援は、10,000人以上の規模では7割以上の学校で実施されているが、規模が小さくなると実施率は大きく低下していく。しかし、いずれも平成25年度と比べると大幅な増加となっている。平成25年度は10,000人以上で32.8%、2,000人から9,999人までは1割台であり、この1年間で大幅に増加していることがわかる。

授業外での支援も全般的に増加しており、5,000人以上の学校で9割以上の実施率となっている。規模の大きな学校であれば、何らかの支援は受けられる状況になったと言える。一方、現段階でも中、小規模の学校における授業支援は一部の大学に限られている。小規模大学は対象学生数が少なく、予算的な制約もあることから、対応が遅れがちであることが考えられる。今後、近隣の大学の連携なども進めながら、小規模大学でも配慮が受けられるようになることが期待される。

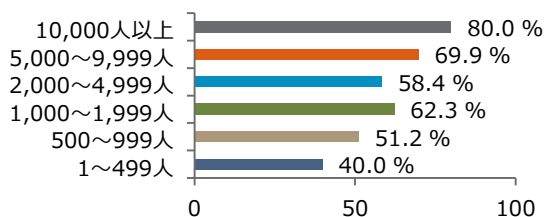


図41 授業支援の実施状況(規模別) (%)

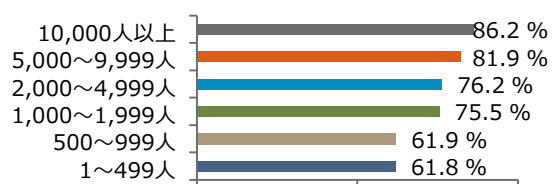


図42 授業以外の支援の実施状況

(規模別)

(%)

(3) 規模別支援実施内容

学校規模別に、授業以外の支援の内容別実施校の割合を示す(授業支援は実施数が少ないため、内容別の分析はしない)。規模が大きい学校は全般に実施率が高い。10,000人以上の規模では、学習指導の実施校の割合が83.3%と最も高く、保護者との連携がそれに次ぐ。学習指導は学校規模が小さくなると実施率が低下し、5,000人を切ると、5割台まで下がる。カウンセリングは5,000人以上だと7割台であるが、4,999人以下の規模では6割以下である。また、大きな割合ではないが、499人以下の規模の学校で、出身校との連携が他の規模の学校と比べても比較的高い。小規模であるとカウンセラーを配置することが難しい一方、地域に根ざした学校運営を行い、保護者や出身校とも連携しながら丁寧に学習指導を行っていると考えられる。

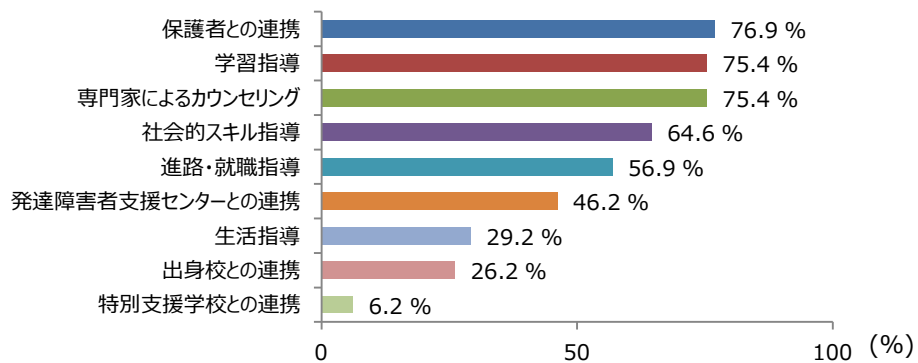


図43 授業以外の支援実施校 (10,000人以上)

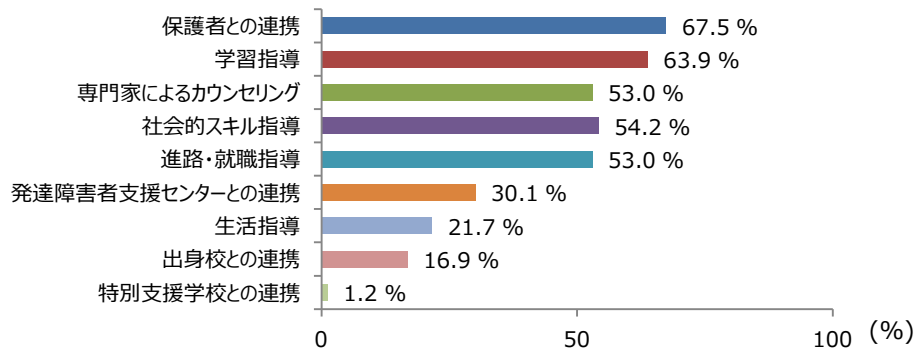


図44 授業以外の支援実施校 (5,000～9,999人)

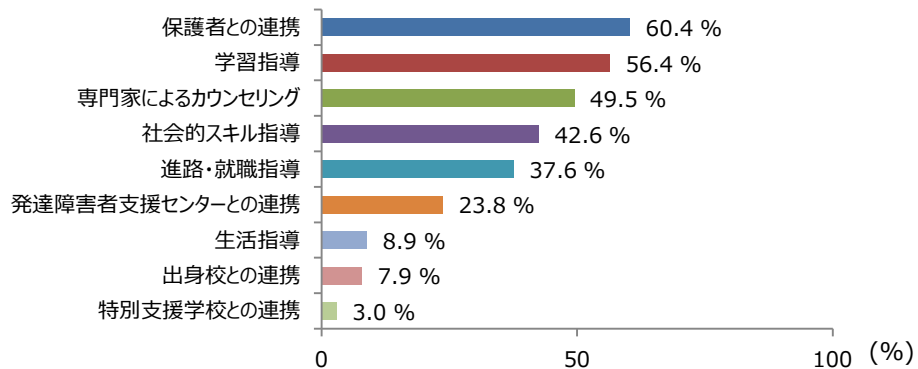


図45 授業以外の支援実施校 (2,000～4,999人)

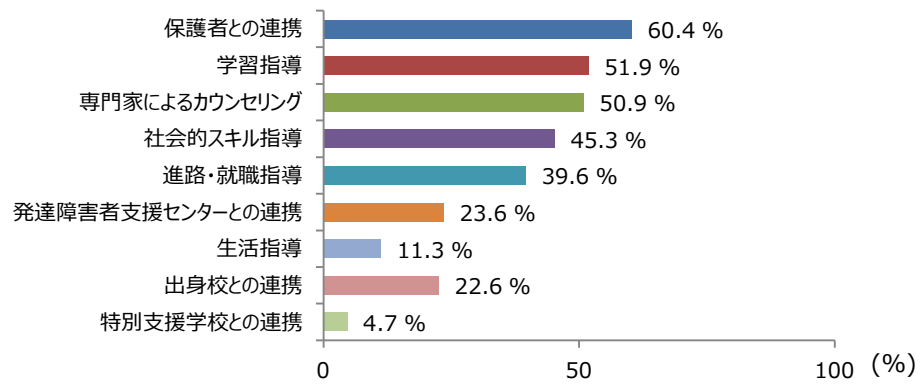


図46 授業以外の支援実施校（1,000～1,999人）

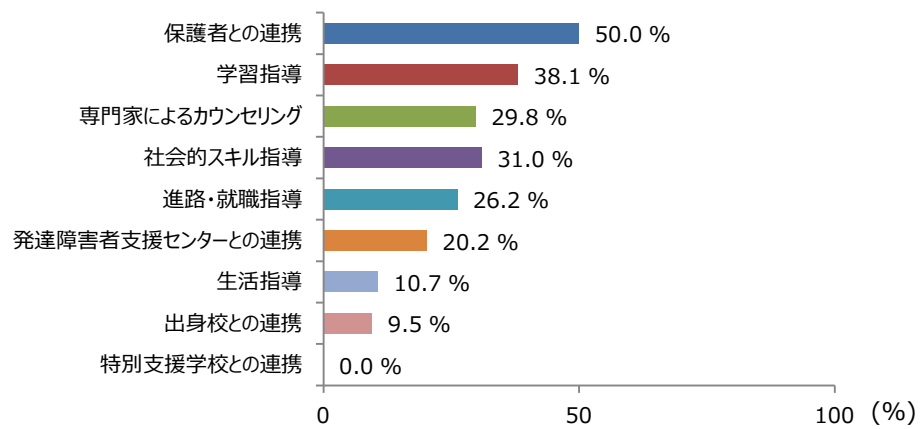


図47 授業以外の支援実施校（500～999人）

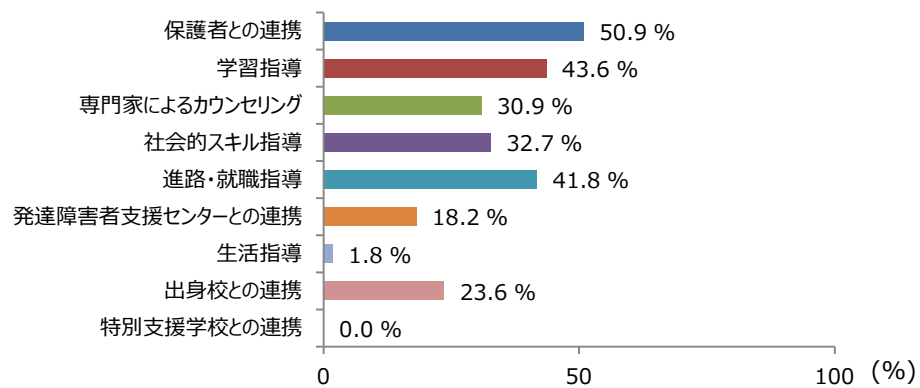


図48 授業以外の支援実施校（1～499人）

(4) 支援内容別経年推移

授業支援の内容別の推移と授業以外の支援の内容別推移をまとめた。授業支援の内容別の推移を図 49 に、授業以外の支援の内容別推移を図 50 にまとめた。平成 26 年度調査データから、発達障害学生への授業支援を実施している学校は 300 校(全体の 25.3%)であり、平成 25 年度の 280 校(23.5%)と比較して、20 校(1.8 ポイント)増加している。

全体的に言えるのは、授業支援に該当するような支援が行われるようになったのはごく最近だということである。休憩室の確保や教室内座席配慮などは、授業や試験自体の変更・調整とは言えない。注意事項文書伝達、実技・実習配慮、試験時間延長・別室受験、講義内容録音許可など、学生の個人特性(機能障害)に応じて授業や試験のやり方の一部を変更するような対応を実施していた学校の数は、平成 20 年には 30 校に満たない。近年増加傾向にあるとはいえ、注意事項文書伝達以外はまだ 100 校に満たない。

発達障害学生への授業以外の支援を実施している学校は 665 校(全体の 56.1%)であり、平成 25 年度の 517 校(43.4%)と比較して、148 校(12.7 ポイント)増加している。カウンセリングや学習指導など、授業外の個別対応をしていた学校は平成 20 年度から 100 校を超えていた。これらに加え社会的スキル指導も、平成 26 年度には 300 校以上が実施している。このことは、発達障害のある学生への対応が、主に相談、治療、訓練といった枠組みで行われてきたことを意味する。今後、障害学生支援の枠組みでの授業や試験における合理的配慮について理解が深まっていくとともに、学生からの授業支援の要望も増えていくと考えられる。

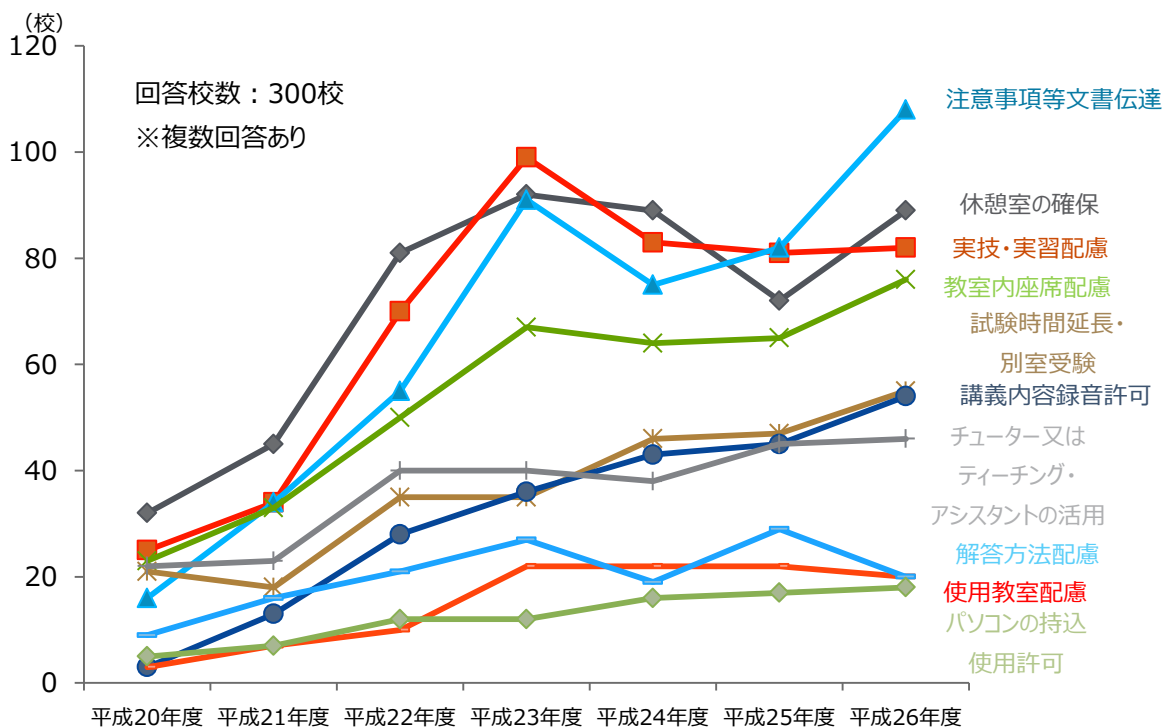


図49 授業支援実施校数の推移(内容別)

(H17~H25分析報告書-図74にH26データを追加)

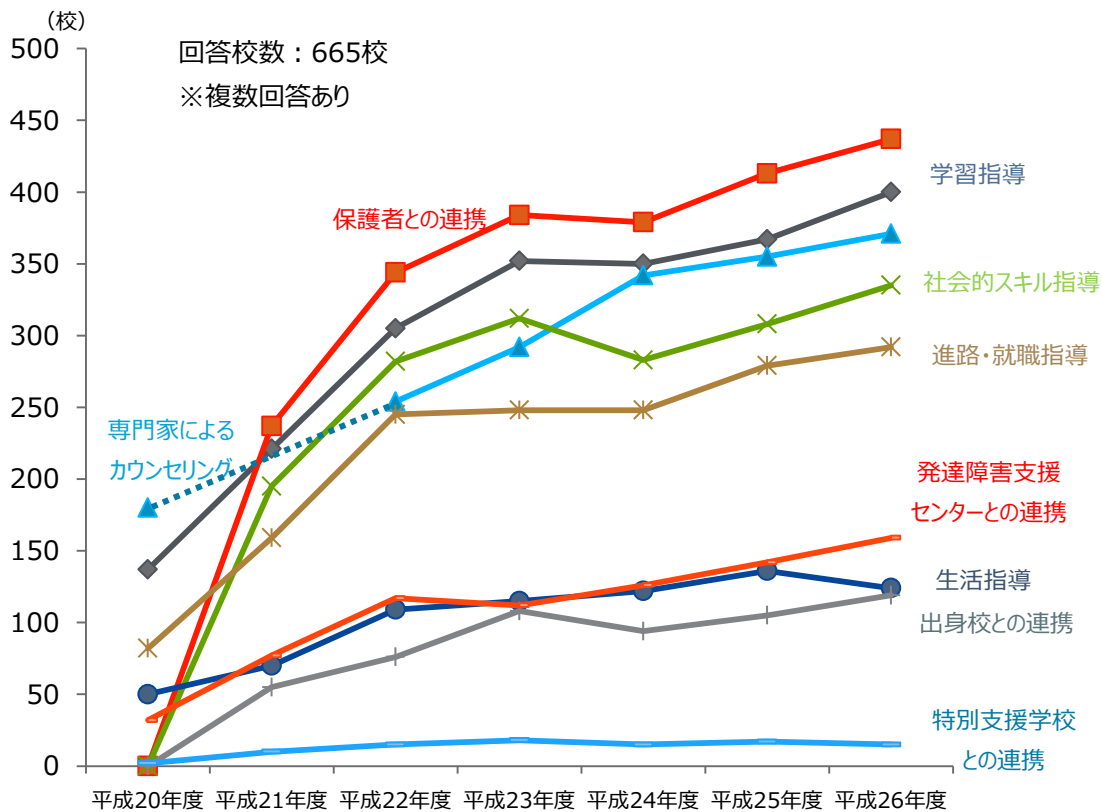


図50 授業以外の支援実施校数の推移(内容別)
(H17～H25分析報告書-図75にH26データを追加)

*注意*平成21年度は、各項目について「カウンセリングで行なったものを含む」として、
カウンセリング自体は選択項目からはずしているため、数値がありません。

(5) 発達障害学生への授業支援「その他」の内容

平成26年度調査データから、発達障害学生への授業支援「その他」に自由記述で回答した学校数と支援内容を抽出した。自由記述回答校は127校であり、その中から、授業支援1～22の項目に該当するものと、授業以外の支援に該当するものを除外したところ、111校の内容が分析対象となった。これらの自由記述の内容について、類似したものごとにカテゴリ分けを行った。なお、自由記述中に複数の内容が含まれる場合は、それぞれ別に集計した。

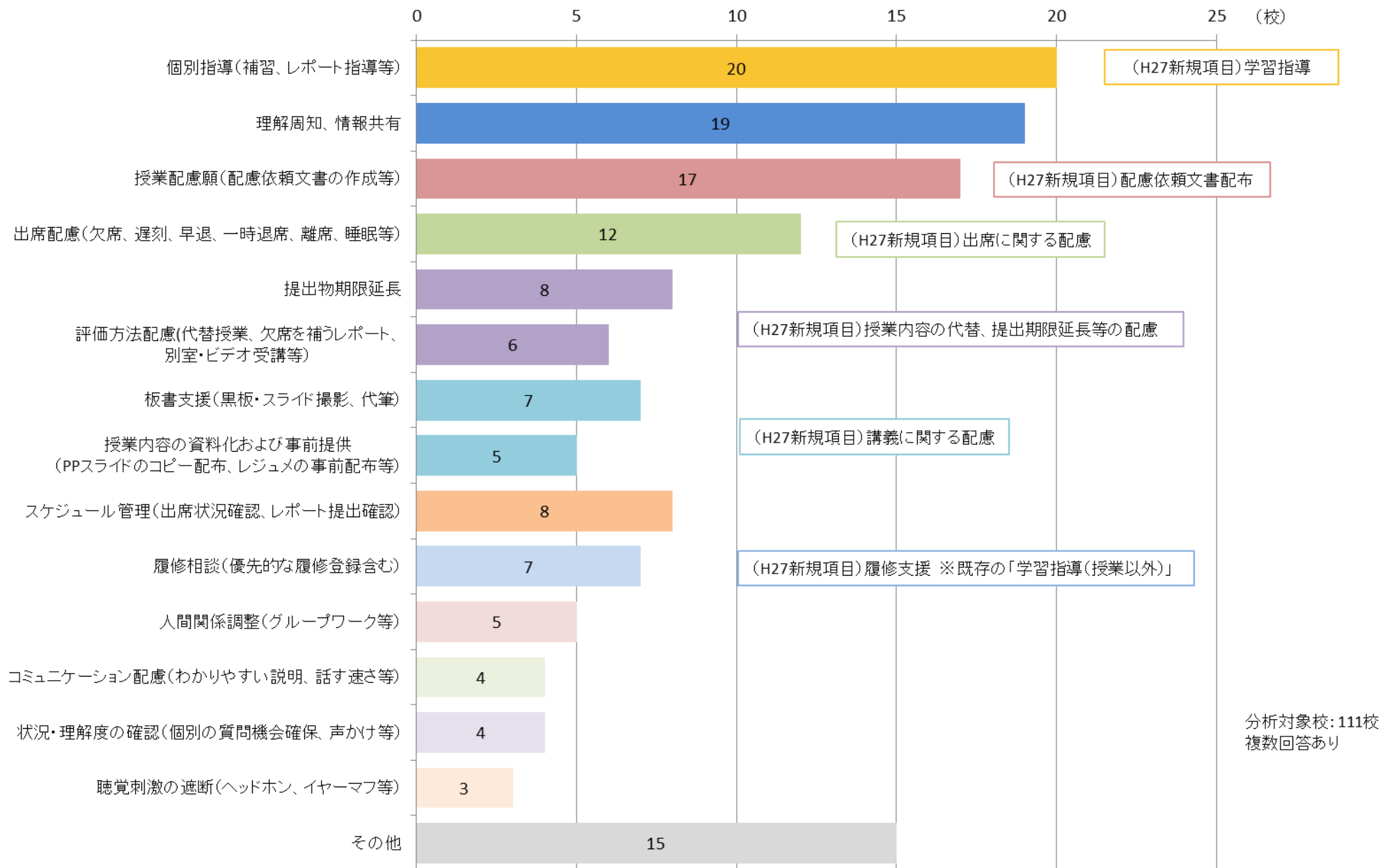


図 51 発達障害学生への授業支援「その他」の内訳

その結果、教員や部署間への「理解周知・情報共有〔19〕」、授業担当教員への「授業配慮願〔17〕」といった授業内支援を行う前段階での取り組みが多く挙げられた。また、授業とは別時間で実施される補習やレポート指導などの「個別指導〔20〕」が多く挙げられ、個人の理解度や苦手部分に個別に対応している状況がうかがえる。

授業内に行われる支援としては、「板書支援(黒板・スライド撮影等)〔7〕」、「授業内容の資料化および事前提供〔5〕」、「グループワーク等における人間関係調整〔5〕」、「コミュニケーション配慮(わかりやすい説明、話す速さ等)〔4〕」、「イヤーマフ等による聴覚刺激の遮断〔3〕」が挙げられた。

授業時間外の支援としては、授業を受ける前提としての「履修相談(優先的な履修登録含む)〔7〕」や、授業参加・課題遂行をマネジメントする「出席配慮(欠席・遅刻・一時退席等)〔12〕」、「スケジュール管理(出席状況確認・レポート提出確認)〔8〕」、「提出物期限延長〔8〕」が挙げられた。

これらの支援は、発達障害の特徴である聴覚情報理解の困難さ、対人コミュニケーションの困難さ、考えを文章にまとめることの困難さ、自己管理スキルの低さ、情動調整の困難さ、聴覚過敏等に対応したものとなっている。

(6) 発達障害学生への授業以外の支援「その他」の内容

平成 26 年度調査データから、発達障害学生への授業以外の支援「その他」に自由記述で回答した学校数と支援内容を抽出した。自由記述回答校は診断書有については 32 校、診断書無については 112 校であった。その中から、既存の選択項目に該当するものと、授業支援に該当するものは除外したところ、診断書有は 29 校、診断書無は 78 校の内容が分析対象となった。これらの自由記述の内容について、類似したものごとにカテゴリ分けを行った。なお、自由記述中に複数の内容が含まれる場合は、それぞれ別に集計した。

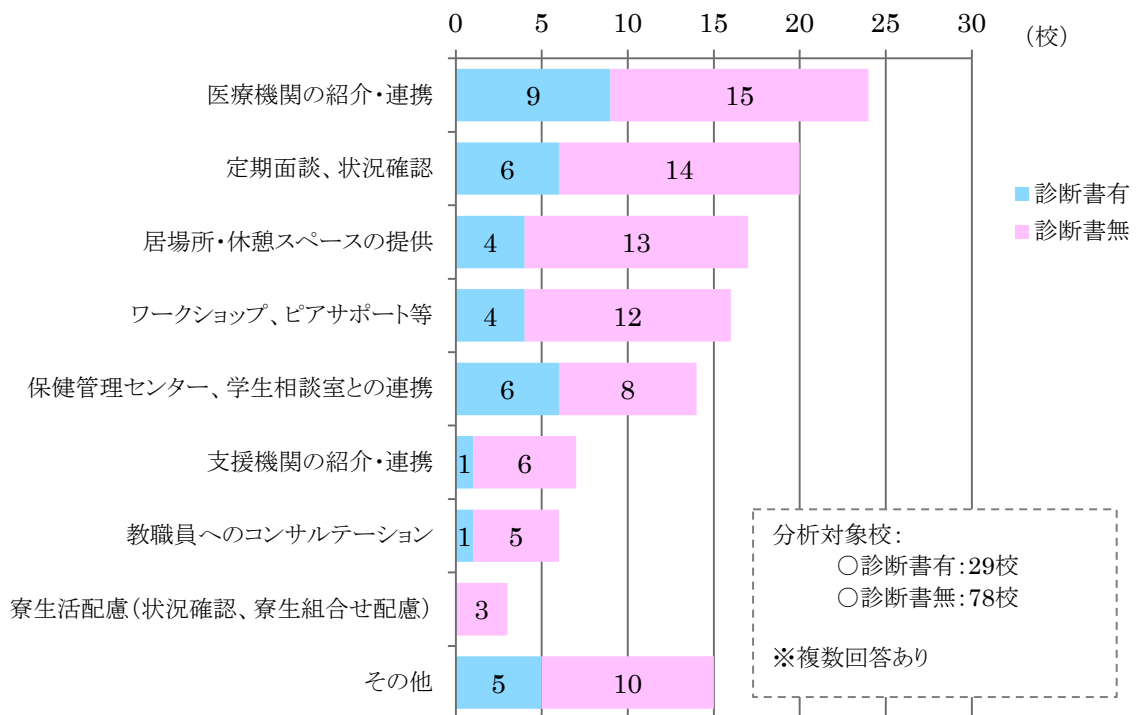


図52 発達障害学生への授業以外の支援「その他」の内訳

「医療機関の紹介・連携[24]」が最も多く、継続的な体調管理の他、必要に応じて診断書や障害者手帳取得の役割も担っていることがうかがえる。

学内では、教職員による「定期面談、状況確認[20]」といった個別の対応が多くなされる他、「保健管理センター、学生相談室との連携[14]」を図り、情報共有に努めていることがうかがえる。

また、安心して過ごせる環境を整え、継続的な登校を支援する「居場所・休憩スペースの提供[17]」や、対人関係スキル学習の場として、小集団による「ワークショップ、ピアサポート等[16]」が実施されている。

さらに、教職員が専門家の助言を受け、発達障害学生に対する理解や対応について学んでいる(教職員へのコンサルテーション[6])。

4. 入試関係

(1) 発達障害のある受験生への受験形態別配慮実績

大学の学部(通学課程)受験時に配慮を実施した数を、受験形態別にまとめた。平成25年度の調査では、LDが8人、ADHDが12人であり、平成26年度は大幅に増加している。

表14 受験上の配慮(特別措置)を実施した発達障害学生数(大学)

(2) 配慮の内容

発達障害のある受験生に対して行われた特別措置の内容をまとめた。最も多いのは別室の設定で、その他、文書による伝達、試験時間の延長と続く。この傾向は平成25年度と同様であるが、いずれも大きく増加している。

区分		学部・学科(通学)					小計(人)
		特別入試				以外特別入試(人)	
		AO入試(人)	推薦入試(人)	特別入試者(人)	小計(人)		
発達障害(診断書有)再掲	LD	1	3	0	4	18	22
	ADHD	0	3	0	3	20	23
	高機能自閉症等	6	11	2	19	83	102
	重複	0	1	0	1	12	13
	小計	7	18	2	27	133	160
発達障害(診断書無・配慮有)	LD	0	0	0	0	0	0
	ADHD	0	0	0	0	2	2
	高機能自閉症等	2	0	0	2	7	9
	区分不明	1	1	0	2	9	11
	小計	3	1	0	4	18	22
計		10	19	2	31	151	182

表15 入学者選抜において実施したの配慮(特別措置)

区分		点字問題を点字で解答	拡大文字問題の準備	拡大解答用紙の準備	音声で出題し音声で解答	マークシートに替えて文字で解答	チェック解答	試験時間の延長	照明器具の準備	特製机の使用	拡大鏡等の持参使用	補聴器の持参使用	車椅子等の持参使用	松葉杖の持参使用	パソコン等の持参使用	手話通訳者の付与	文書による伝達	窓側の明るい席の指定	トイレに近接する試験室に指定	別室を設定	試験室を一階に設定	介助者の付与	試験場への車での入構許可	その他	特別措置を実施した学校数
		(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)
診断書有	LD	0	3	5	0	0	0	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	2	11
	ADHD	0	3	3	0	0	1	6	0	0	0	0	0	1	1	0	4	0	1	13	1	0	0	6	20
	高機能自閉症等	0	1	1	0	0	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0	10	47	1	2	4	27	61
	重複	0	1	1	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	8	0	0	0	7	13
	小計	0	8	10	0	0	4	24	0	0	1	0	0	1	1	0	32	0	12	76	2	2	4	42	105
診断書無・配慮有	LD	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ADHD	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	1	2
	高機能自閉症等	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1	3
	重複	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	3	7
	小計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	8	0	0	0	5	12
計		0	8	10	0	0	4	25	0	0	1	0	0	1	1	0	33	0	14	84	2	2	4	47	117

(3) 配慮を受けて受験し、その後入学した学生数

診断書があり、障害学生として受験時に配慮を求めて受験し、合格して入学した学生数の推移を示す。平成23年まで、20人を超えることはなく、小さい数で推移していたが、平成26年度には50人を超えた。大きく増加しているとはいえ、絶対数は小さい。差別解消法の施行に合わせ、今後さらに増加のペースが加速するものと思われる。

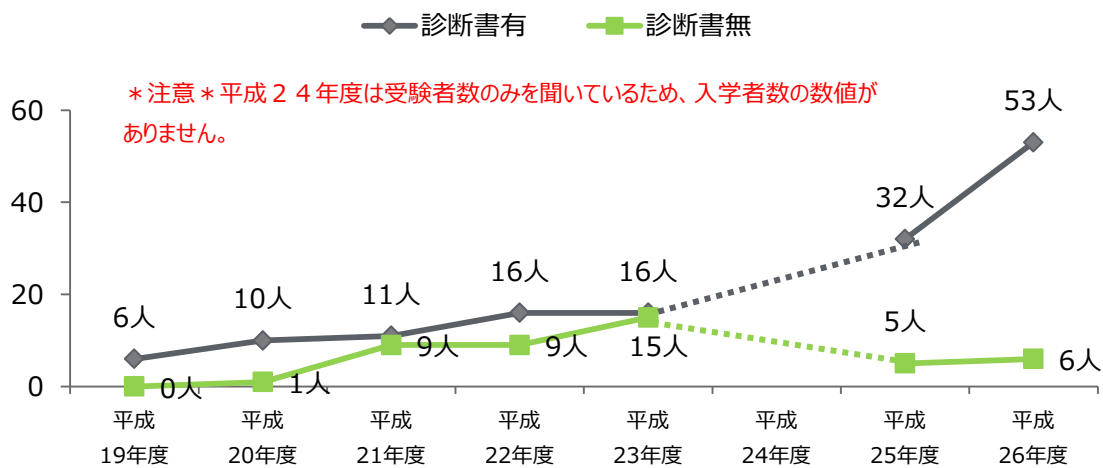


図53 特別措置を行なった入学者数の推移

5. 大学における発達障害学生の進路状況

(1) 発達障害学生の卒業状況

発達障害学生の卒業率を、平成24年度と平成25年度分について、障害カテゴリー別、学校種別にまとめた。発達障害全体で見ると、大学では6割台後半であるのに対し、短大、高専は8割台である。いずれも、25年度は24年度にくらべ、若干卒業率は低下している。

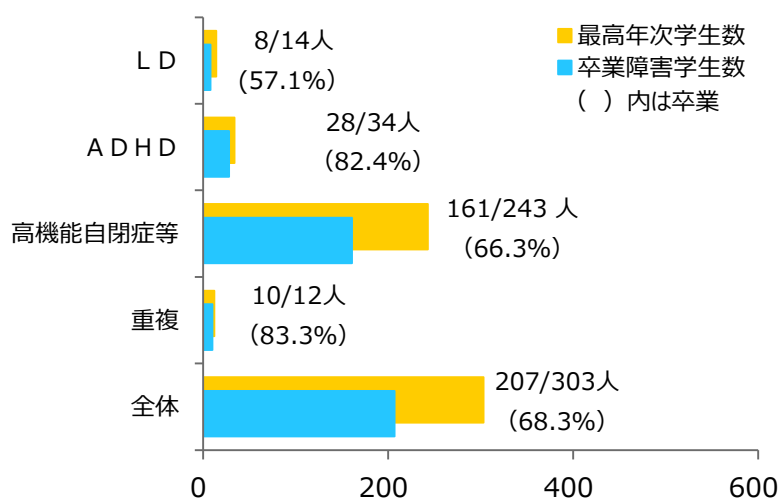


図54 発達障害学生の卒業状況(大学) 平成24年度卒業

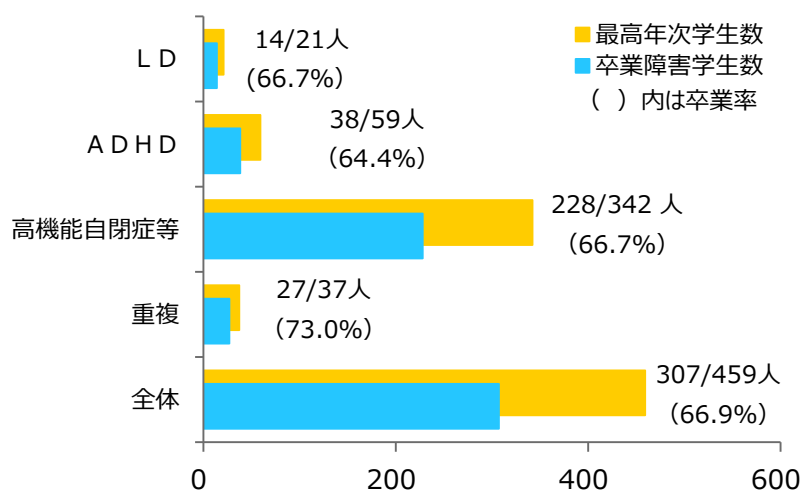


図55 発達障害学生の卒業状況(大学) 平成25年度卒業

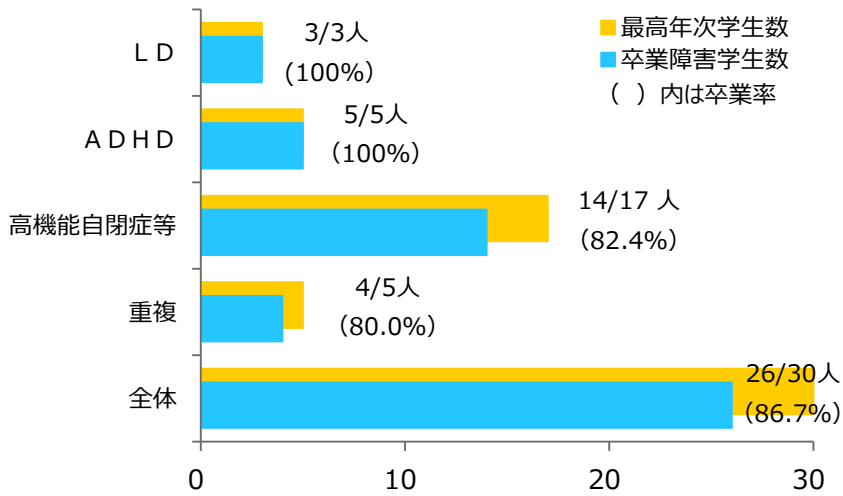


図56 発達障害学生の卒業状況(短期大学) 平成24年度卒業

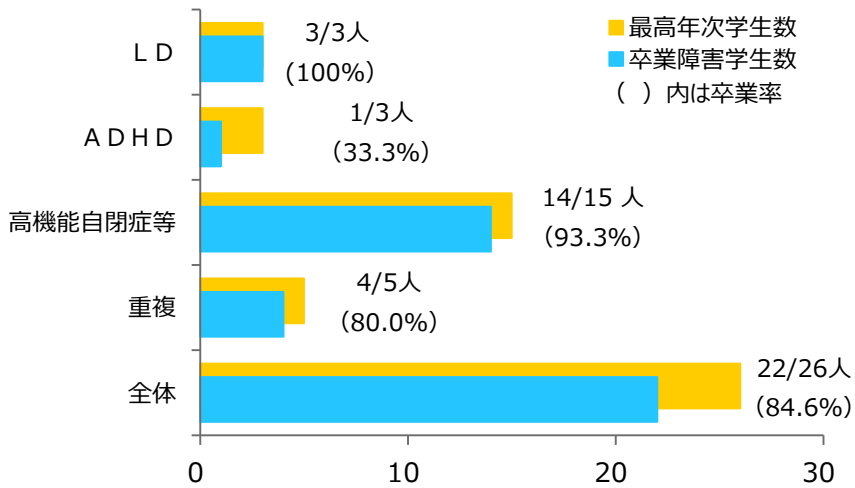


図57 発達障害学生の卒業状況(短期大学) 平成25年度卒業

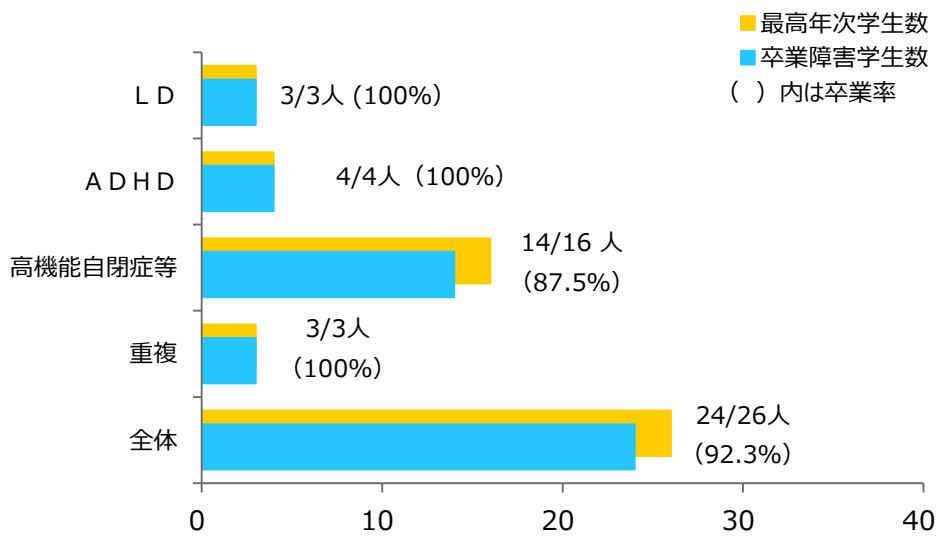


図58 発達障害学生の卒業状況(高等専門学校) 平成24年度卒業

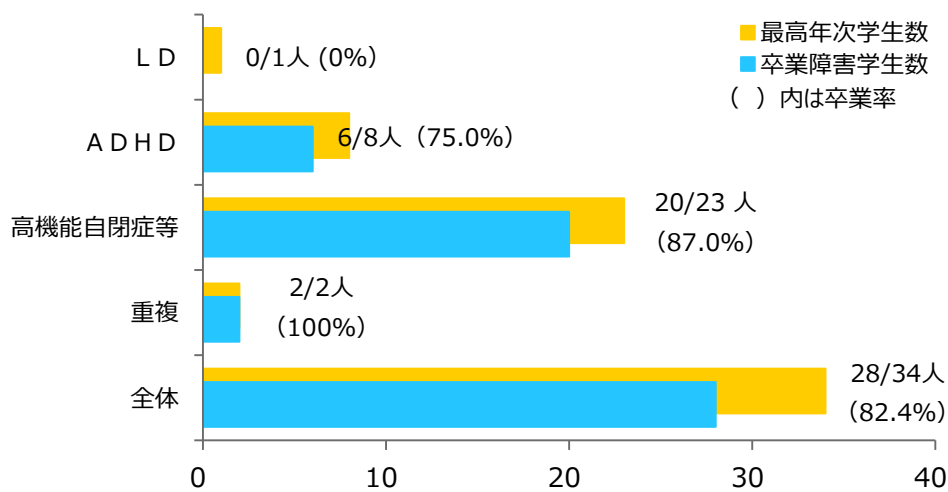


図59 発達障害学生の卒業状況(高等専門学校) 平成25年度卒業

(2) 発達障害学生の進路状況

発達障害学生の心理状況を、平成25年度と平成26年度についてまとめた。就職者が67人から105人と大きく増加しているが、数としては小さい。発達障害学生支援の課題として、自由記述でも卒業後の進路が把握できていない点があげられており、進路について正確に把握することの難しさがうかがえる。

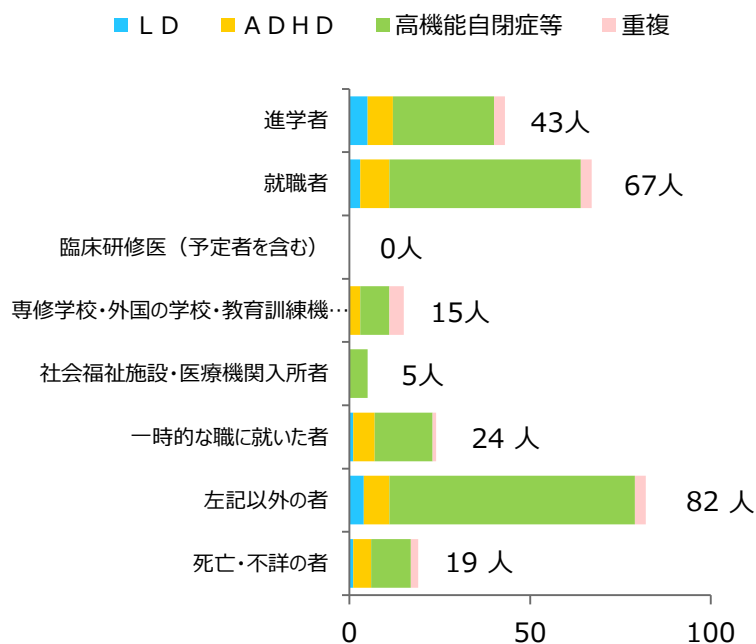


図60 発達障害学生の進路状況 平成24年度卒業

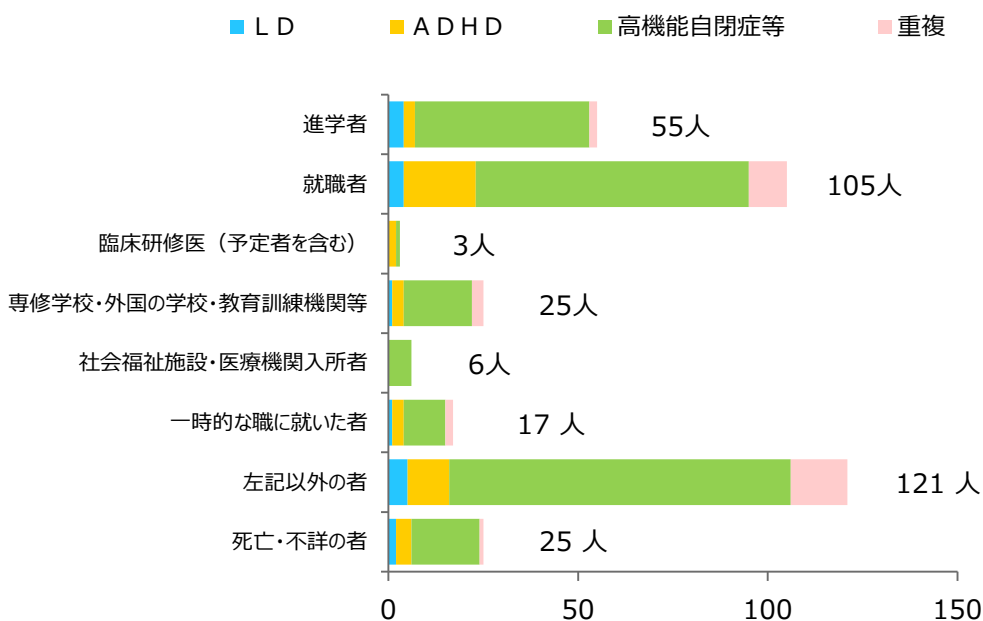


図61 発達障害学生の進路状況 平成25年度卒業

(3) 進路状況の経年推移

卒業率と進路状況の経年推移をまとめた。卒業段階にある発達障害学生数は増加しているが、卒業率は70%台を推移し、平成25年度は70%を切った。就職した学生の数は近年増加したが、左記以外の者(進学でも就職でもないことが明らかな者)も増加しており、最も多くなっている。進学者数も増えている。

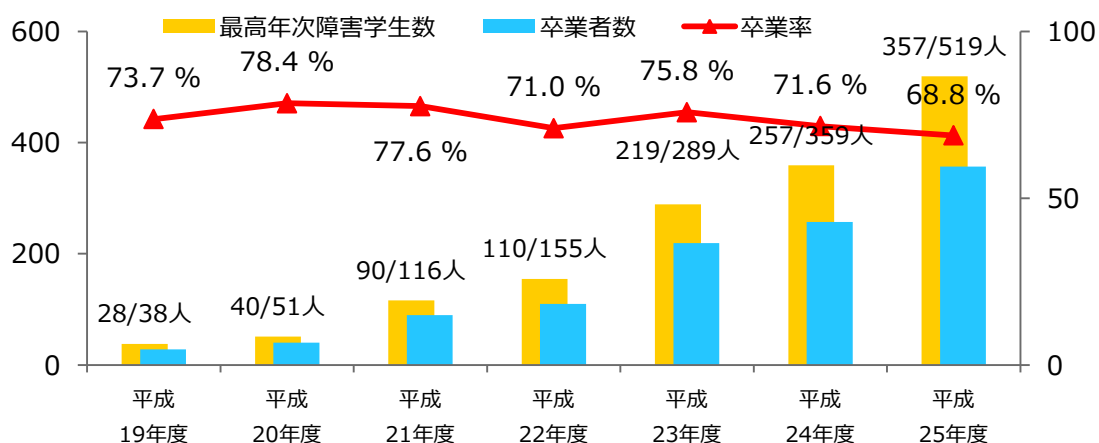


図62 卒業者数の推移 (発達障害 (診断書有))

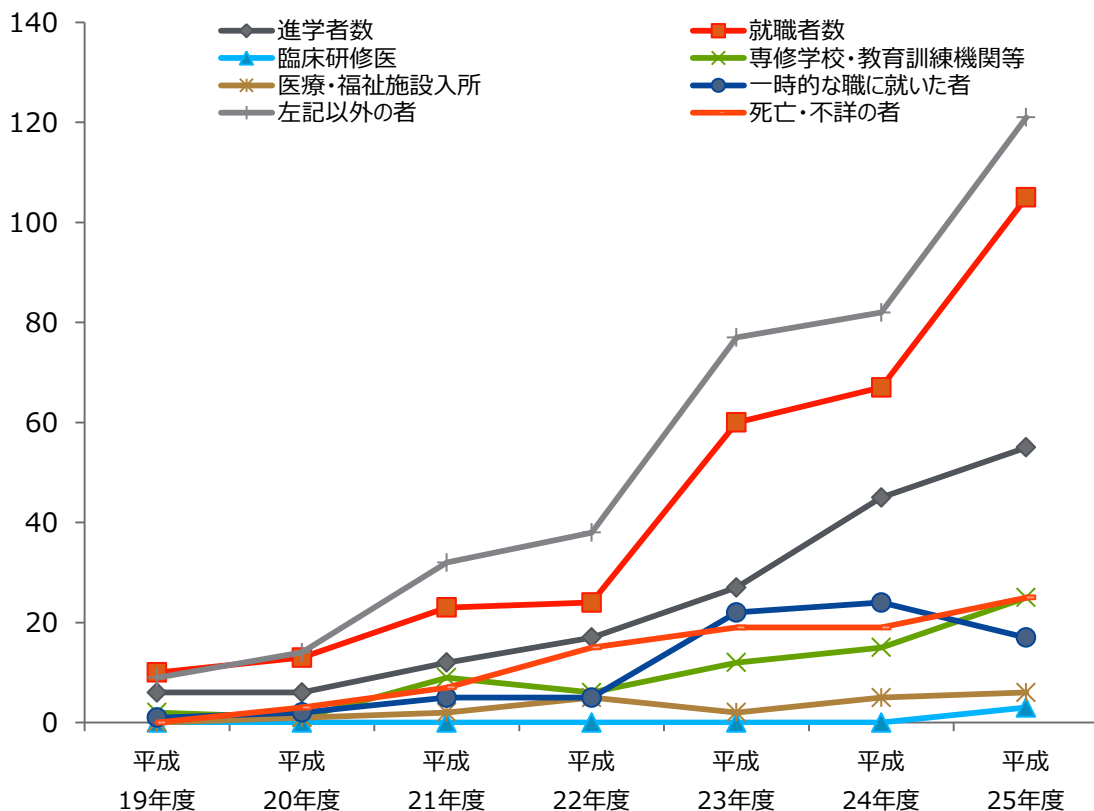


図63 進路別卒業学生数の推移 (発達障害 (診断書有))

6. 発達障害のある学生への支援における課題

ここでは、発達障害のある学生への支援における課題について、実態調査および聞き取り調査の結果からまとめる。実態調査では、発達障害のある学生への支援において各学校が課題と感じているものに、複数選択式で回答を求めた。

(1) 学校種別

最も多くの大学、短大が課題として選択したのは、「学生の修学上の困難が発達障害によるものかどうかの把握」で、「支援体制・部署間連携」がそれに続いた。

「学生の修学上の困難が発達障害によるものかどうかの把握」に関する具体的な内容を聞き取り調査の結果から見ると、「本人に自覚がなく、周りが発達障害と言っている。発達障害という言葉が一人歩きしている面もある。」「診断できる医療機関が少なく診断までに半年～1年かかる場合がある。診断が出るまでどのように支援するのかも課題。」「発達障害と精神障害が重複し、因果関係について考慮が必要で支援が難しい場合がある。」「手帳取得はデリケートな問題で対応が難しい。」などが挙げられた。法律の制定や、障害学生支援の考え方の普及などが進む中、障害があるか無いかで受けられる支援が異なる場面も出てくる。一方、青年期、成人期において発達障害があるかないかの判断は容易ではなく、高等教育段階で診断を受けること自体にもさまざまな課題をはらんでいる。

社会全体として発達障害についての理解が進んでいること、初等中等教育において特別支援教育が充実してきていることなどから、入学段階から障害があつて配慮を要請する学生は増えていくことと思われるが、高等教育という新たな環境で初めて困難に直面する学生もいることから、発達障害が困難の背景にあるのかどうかという点については、今後とも重要な課題として取り組んでいく必要があるだろう。

高専では、「支援体制・部署間連携」、「教員の発達障害のある学生への理解」、「周囲の学生の発達障害のある学生への理解」、「発達障害のある学生の自己理解」、「発達障害のある保護者の理解」、「学生の修学上の困難が発達障害によるものかどうかの把握」をほぼ同数の学校が課題としてあげている。高校のように学級という枠組みがあり、担任教員と学生との距離も近く、寮生活をする学生も多いことから、大学、短大と比べ、周囲の学生や教員の理解が課題としてあがりやすいのであろう。

「支援体制・部署間連携」では、専門的な支援体制を作りにくいことが課題としてあげられている。ある高専では「体制面としては、高校に近い面もあり、教員数も60名程度なので、情報共有が取りやすい面がある」としながらも、「保健管理センター的なものがなく、学生相談室で対応しているが、専任のカウンセラーがいない。専門外の少人数の教職員で対応せざるをえない状況」が支援体制の課題となっている。多くの高専に共通した課題で

あると思われるが、独自に常勤のカウンセラーを配置する例もある。高専において、どう常勤の学生支援スタッフを配置していくかは、共通の課題と言えるだろう。

「教員の発達障害のある学生への理解」も課題としてあげられているが、「学生に対する配慮の状況は教員によって対応差があるため、個々の学生の単位取得にも影響が及んでいる。」「担当教員によって単位認定基準が違う場合もある」など、学生と教員との距離が近いことから、教員による発達障害のある学生についての理解が重要となっている部分もあるだろう。

「学生の修学上の困難が発達障害によるものかどうかの把握」について、ある高専では入学前から診断のある学生に比べ、入学後に学校側が気づくケースで対応が難しいとのことであった。また、「学業についていけず、3年生・4年生の段階で進路変更というケースが多い」ということである。高専では、(一社)日本技術者教育認定機構(JABEE)との関係もあり、障害があるということを示せなければ、配慮も行いにくい。高専の3、4年生までは成人年齢にも達していないことから、診断に関して「保護者」の理解も大きな課題となっていることがうかがえる。

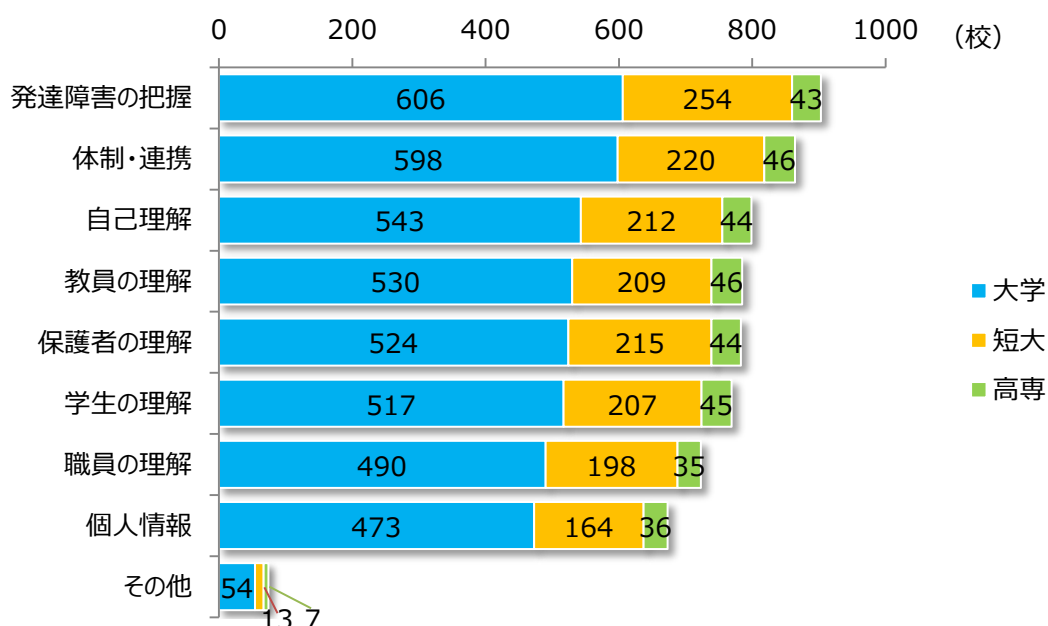


図64 発達障害のある学生への支援における課題

(2) 学校の規模別

10,000以上の大規模校で最も多くの学校が課題としてあげているのは「支援体制・部署間連携」である。この項目が課題として最大となっているのは他に1,000～1,999の小規模校である。大規模校では教職員の数が多く部署間の独立性も強まることから、部署間の連携は課題となりやすいだろう。また、大規模校であっても支援体制のあり方をどうすべきかが課題となっている可能性もある。

一方、一般的に小規模校では教職員が「お互いの顔が見える関係」である場合が多く、部署間の連携よりは限られたリソースの中でどう支援体制を作っていくかが課題となっているのではないだろうか。

さらに規模が小さい999人以下の学校では、いずれも「学生の修学上の困難が発達障害によるものかどうかの把握」がもっとも多く、次いで「支援体制・部署間連携」となっている。学校規模が小さくなってくると、学校生活に困難を感じている学生について、多くの教職員が個人名で把握できるようになってくる。近年、発達障害に関する理解が教職員の間で進みつつあり、学生の抱える困難が発達障害によるものではないかといったとらえ方が広まってきていることがうかがえる。

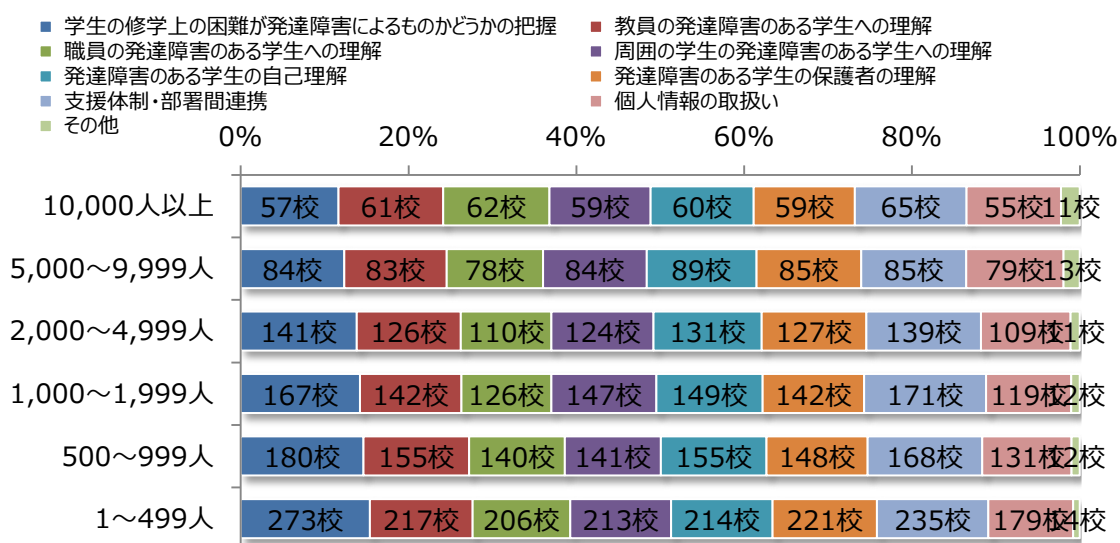


図65 発達障害のある学生への支援における課題(規模別)

(3) その他の課題

その他の自由記述欄における代表的な内容について、以下にまとめた。就職支援に関する記述が多く、他の障害も含めた調査全体の意見・要望欄の就職・キャリア教育支援に関する課題と共通する記述内容が得られた。次いで、具体的な支援方法に関する課題が多くあげられたが、個人の状況には差が大きいがゆえに、支援の内容や範囲をどう考えればよいか苦慮している状況と考えられる。

表 16 その他 74 件のうち代表的な内容

就職・キャリア教育支援	34
適切な進路選択	
就職活動のサポート	
就職先（民間企業、官公庁）の理解	
就職先の開拓確保	
卒後支援	
就労移行支援	
具体的な支援方法について	20
困難を抱えているが、申し出がない学生への支援	
個人差が大きいため、何をどこまで対応すればよいかの判断が難しい	
合理的配慮の考え方	
成績評価	
履修支援	
生活管理支援	
職員の専門性	5
発達障害に対応できる職員の養成	
発達障害専門のコーディネーターの必要性	
専門知識を持つ常勤教職員の必要性	
実習	5
教育実習における配慮	
実習先でのトラブル	
臨床実習での患者とのコミュニケーション	
外部機関連携	3
出身校	
医療機関	
発達障害支援センター	
人材・予算確保	3
その他	
二次障害	
通信教育課程におけるスクーリング授業への対応	
資格取得	

(4) 聞き取り調査であげられた課題：就職

聞き取り調査でも、就職に関する課題が多く出された。適切な進路選択、就職先の開拓・確保に関しては、「障害学生向け求人は単純作業、薄給なものが多く、本人の希望と合わない。」「障害者枠での就職は仕事内容や給与等の条件が合わずマッチングが難しい。」など、障害者手帳を使っても、本人が納得して継続的に仕事をしていけるような就職先を見つけることの難しさがあげられている。こうしたことから、卒業後の状況に対する心配もあげられている。就職が決まらず卒業した学生や早期離職した学生が卒業後に相談に来る場合もある。こうした課題に対し、ある大学では、卒業後の進路を把握するために、学生個々がデータベース(進路支援システム)にアクセスし報告するようになっている。

就職活動のサポートも自由記述であげられている。聞き取り調査では複数の大学から、就職活動と学業の両立の難しさがあげられた。

(5) 聞き取り調査であげられた課題: 実習

自由記述では実習における課題が5件ほどあげられているが、聞き取り調査の対象校において、医療系の病棟実習、福祉施設での実習、教育実習に関する課題は多くあげられていた。具体的な困難事例として、実習先で指示を守らず行動してしまう例や、患者さんとのコミュニケーションがうまくいかない例があげられた。外部実習を伴う学部においては、実習先の確保に苦労している場合もあり、実習の授業でどのように必要な配慮を提供していくかは大きな課題となっている。

7. 発達障害のある学生への支援の実際と工夫: 聞き取り調査から

発達障害のある学生への支援の実際について、聞き取り調査の結果をまとめる。

(1) 支援の要件

発達障害のある学生支援の難しさとして、発達障害の診断はなくても、発達障害のある学生と同様の困難を示す学生が少なくないことがあげられる。調査でも「学生の修学上の困難が発達障害によるものかどうかの把握」が支援の課題として多くあげられていた。診断の有無と支援の関係について、聞き取り調査対象校では以下のような取り組みが見られた。

✚ 私立大学 小規模校(2,000人未満)

診断はないが発達障害が疑われる学生にカウンセラーが対応し、よい結果が出ている。医療機関に繋げる場合もある。

✚ 国立大学 大規模校(5,000人以上)

診断の有無に関係なく、学生が困難を感じている場合はカウンセラーによる面談に導くようにしている。カウンセラーと連携し、簡易検査を実施したり、医療機関に繋げたりする場合もある。大学病院の精神科の先生に兼務教員になってもらっている。大学所在地では、発達障害の診断ができる医療機関は非常に限られており、大学病院でも初診から診断が出るまでに半年～1年かかる場合がある。診断が出るまでどのように支援するのかも課題。

✚ 私立大学短期大学部

学生相談に来た学生には、診断書がある場合は提出してもらっている。ただ何に困っているかは、診断書には書かれていないので、学生本人と話をしてはじめる。

て対応がわかる。支援が必要な場合は学科長から「支援願」を担当教員へ提出して支援方法・内容を指示している。

学生相談は、診断の有無にかかわらず利用可能な学生支援サービスであり、診断の無い学生はまず学生相談を利用する事が支援の入り口となっていることがうかがえる。相談を進める中で、必要に応じて医療機関につなぐというのは現実的対応と言える。

しかし、学生相談を利用していてもすぐに医療機関で診断を受けるという段階に進めるわけではない。診断があることで支援の内容が変わってくる場合もあることから、診断を受けるかどうか、診断が確定するまでの支援のあり方をどうするかについては、やはり課題となっている。

(2) 発達障害学生が学生支援部署につながる経緯

学生が大学生生活に困難を感じていることが明らかであっても、自ら支援を求めてこない場合がある。大学はどのように学生を支援部署につなげることができるだろうか。以下に具体的な対応例を示す。

■ 国立大学 大規模校(5,000人以上)

教員が障害学生支援室と連携し、学生を支援室につなげるタイミングを考え、教員から相談に行くように勧めたり、教員が同行したりするケースがある。いきなり支援室だと抵抗がある場合、学生相談室を挟んで支援室につなげることもある。

■ 私立大学 小規模校(2,000人未満)

学生相談室には本人や周りの学生の申し出、教職員からの紹介で来るケースが多い。レポートが書けない等の悩みの原因を一緒に考えるなかで発達障害ではないかと気づく場合もある。

■ 私立大学 中規模校(2,000~4,999人)

何に困っているか自分で分からない学生については、相談するよう促すところから始める。本人以外からの申し出の場合には、いろいろなところからつながるようにしている。

■ 私立大学 小規模校(2,000人未満)

本人の自覚がない状況ではカウンセリングを勧めることが難しいので、「学生生活はどう？」など、日常の会話から困難なことを引き出し、相談に繋げられるように努めているが、実際に繋がるのは何か起きてからのことが多い。

診断が無い学生、とりわけ支援が必要であるという意識のない学生を支援につなぐためには、教職員からの声かけから始めるのが自然であり、効果的であろう。障害ということではなく、学修面や生活面から心配しているということを表明すること、なぜうまくいかないのか一緒に考えること、必要に応じてさらに専門的な相談につないでいくことなどが具体的な対応として考えられる。

(3) 周囲の理解

心配な学生がいた場合、それに気づいて教職員や学生が相談につなげることができるようになるために、教職員や他の学生が障害について理解していることも重要である。また、周囲に理解者が多ければ、それだけでも特別な対応の必要性が減る場合もあるだろう。周囲の理解に関する取り組みについて、以下に示す。

✚ 私立大学 大規模校(5,000人以上)

研修会を教員向けに実施している。教員からの相談も増えている。

✚ 私立大学短期大学部

発達障害者支援センターから講師を招いて、セミナーのようなかたちで教職員向けに研修を実施した。

✚ 国立大学 大規模校(5,000人以上)

研究室の同級生など、本人が関わる機会の多い一部の人に対して、障害のことを開示して、理解を得ながら研究活動に取り組んだケースがある。

教職員の理解を深めるために研修会を開催することは有効である。それをきっかけに、教職員が心配な学生について情報交換するきっかけにもなる。

障害がある学生では、周囲にそれを開示することで、研究室での活動がやりやすくなる場合がある。研究室で長時間研究に取り組むような専攻では、同じ研究室に所属する学生と過ごす時間も長くなる。人間関係のトラブルを生じにくくすると共に、日常的にさりげない支援が受けられる可能性も高くなる。

(4) 具体的な支援の工夫

授業内外での具体的な支援の工夫についてまとめる。

✚ 私立大学 小規模校(2,000人未満)

グループワークの有無などの授業形態をシラバスに入れることにした。

✚ 国立大学 大規模校(5,000人以上)

レポートの人前での発表や、アクティブラーニングなどで問題が発生する可能性があるが、授業の達成目標を明確にすることで、配慮のあり方が考えられるようになる。

大学は授業形態が多様であり、評価の方法もさまざまである。それらを事前に詳しく情報として公開していれば、配慮が必要かどうかを事前に検討することができるし、選択肢が一つの必修科目でなければ、苦手なタイプの授業を避けることもできる。また、授業の学生が修得すべき事は何なのかを明確にしておくことは、配慮内容の検討において、変更可能なこととそうでないことを判断する上でも重要である。

✚ 私立大学 大規模校(5,000人以上)

これまでにアスペルガー障害のある学生の支援を行なったときは、カウンセラーと連携を取りながら、スケジュール管理を行なった。掲示板やメールによる休講や

提出物期限の確認が自発的にできないことに対し、事務職員と一緒に掲示板を見て、スケジュール帳に書き込むことで対処した。

自己管理が課題となる学生は少なくないが、最初は丁寧に対応することで、やり方を学べる場合もある。

✚ 私立大学 小規模校(2,000人未満)

学外でのフィールドワーク実習では、授業担当教員が事前にフィールドワーク先に連れて行き、不安を軽減させる。

学外での実習では、いつもと異なる環境での活動となる。事前に活動場所を確認することは、不安低減に効果的である。

(5) 学内外の連携

障害のある学生の支援は、支援者と学生の1対1で完結するものではなく、学内の複数の関係者の連携が効果的な支援を展開する上で重要になってくる。さらに、学外にも関係者は広がっていく。

✚ 私立大学 大規模校(5,000人以上)

今までは各部署バラバラに支援していたが、コーディネーターが入ったことによって本人の承諾を得たうえで情報が共有できるようになった。

✚ 私立大学短期大学部

学生相談室連絡会(カウンセラー、教員、保健室、学生相談室の職員で構成)を年4回開催し、発達障害学生の対応をここで話し合っている。ここだけでなく個別の担当教員と話し合いを持つこともある。

✚ 私立大学 中規模校(2,000~4,999人)

支援機関、出身校との連携もある。高校の先生と一緒に大学に面談に来るケースもあった(記録がしっかりある場合も)。教員と一緒に出身校に出向いたこともある。支援部署が高校までの担任のような機能を果たしている側面もある。窓口が設置されているメリットといえる。

✚ 私立大学 大規模校(5,000人以上)

医者との連携について、学校医として意見をうかがうといったことも行っている。

✚ 私立大学 小規模校(2,000人未満)

カウンセラーと連携して対応したが、それにも限界があったため、ゼミ教員が病院に連絡した。ゼミ教員が保護者の代わりに同伴して病院にかかり、症状説明のサポートや投薬治療について一緒に説明を受けた。

✚ 私立大学 小規模校(2,000人未満)

試験前には単位取得可能かどうか不安になり、パニックになったことがあ

り、学生相談室と相談しながら対応した。状況に応じて、保護者に迎えに来てもらうこともあった。

学内連携においては、コーディネーター役を誰が担うかを検討する必要があるだろう。特に、専任のコーディネーターを配置できない場合、業務量も考えながら、学内の関係者をよくわかっている教職員がコーディネーター役を担うことが期待される。

また、学外連携においては、保護者の協力も得て出身校と情報共有できると、中学、高校から高専、短大、大学へとスムーズな移行が実現するだろう。

(6) 就職支援

就職支援は発達障害学生支援における課題の自由記述で最も多くあげられたテーマである。就職は学内で完結する話ではないが、大学としてどのようなことができるだろうか。

✚ 私立大学 大規模校(5,000人以上)

障害者枠での就職を希望しないが就職について困り感のある学生の支援については学生支援センターで行なう。

✚ 私立大学 大規模校(5,000人以上)

就職支援に関しては、就職活動と卒論作成が同時にできないという問題があることがあり、プレワーククラスというのを設けて（卒業の要取得単位をあえて残して大学に留まる）学内でアルバイトの体験や、学外の就労支援施設を見て回る等のことを行なっている。

✚ 私立大学 大規模校(5,000人以上)

インターンシップについては、大学と提携している社会福祉法人における課外実習等を行っている。就職について自覚がなくアルバイト等の経験もない学生に、働く実感をもってもらおう成功体験としてのインターンシップを勧めることも行なっている。

✚ 私立大学 大規模校(5,000人以上)

キャリア開発の授業も行なわれているが、そこでハッパをかけられすぎて学生が落ち込む例もある。

✚ 私立大学 大規模校(5,000人以上)

キャリア開発課に障害学生の進路関係の担当がいる。キャリア開発課では就職に関するガイダンスやセミナーを開催、また障害者枠での雇用や就労支援機関の利用につなげる業務を行なっている。

✚ 私立大学 中規模校(2,000~4,999人)

就職が決まらない発達障害のある学生に対して、外部の支援機関につなげること、若者サポートステーションの情報を提供すること等を行なっている。

就職準備のための授業・ワークショップを通して、少しずつ準備状態を作っていくことや、アルバイトやインターンシップなどの就労体験を学生時代に経験することは、就職に向けて重要なステップとなるだろう。障害者枠での雇用については、大学内に専門知識を持った教職員がいない場合、学外の専門機関の活用も有効である。診断がない学生や、診断があっても一般就労を目指す学生が利用可能な施設や制度など、支援関係のスタッフは調べておく必要もあるだろう。